建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年３月18日

九州地方整備局長　金尾　健司

１　処分をした年月日　平成27年２月23日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　中村　紀幸　一級建築士　第67071号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号に規定する一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、平成24年４月１日から同講習を受けた日の前日の平成26年２月12日まで、中村建築設計事務所（鹿児島県知事登録第１―24―121号）に属した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年３月18日

九州地方整備局長　金尾　健司

１　処分をした年月日　平成27年２月23日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　嶽　　重一　一級建築士　第147482号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号に規定する一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、平成24年４月１日から同講習を受けた日の前日の平成25年12月16日まで、スタッフ建築設計事務所（鹿児島県知事登録第１―22―72号）に属した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年３月18日

九州地方整備局長　金尾　健司

１　処分をした年月日　平成27年２月23日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　東　　勇二　一級建築士　第203460号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号に規定する一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、平成24年４月１日から同講習を受けた日の前日の平成26年１月８日まで、株式会社東建設設計事務所Space-Y（鹿児島県知事登録第１―22―115号）に属した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年３月18日

九州地方整備局長　金尾　健司

１　処分をした年月日　平成27年２月23日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　中村　良二　一級建築士　第280184号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　一級建築士事務所に属する一級建築士であって建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を平成21年６月６日に受けたことから、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の36の規定により、平成25年３月31日までに同講習を新たに受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、平成25年４月１日から同講習を受けた日の前日の平成26年８月６日まで、有限会社太洋建設一級建築士事務所（福岡県知事登録第１―10984号）に属した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年３月18日

九州地方整備局長　金尾　健司

１　処分をした年月日　平成27年２月23日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　安川　真人　一級建築士　第243852号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号に規定する一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、平成24年４月１日から同講習を受けた日の前日の平成26年２月18日まで、安川建設株式会社一級建築士事務所（福岡県知事登録第１―11908号）に属した。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第１６４号

岐阜県羽島郡笠松町中新町103番地
申立人　高島　信夫
本籍岐阜県羽島郡笠松町中新町31番地、最後の住所岐阜市岩田坂４丁目13番３号、死亡の場所岐阜県岐阜市、死亡年月日平成26年３月17日、出生の場所岐阜県羽島郡笠松町、出生年月日昭和16年４月２日、職業無職
被相続人　亡　高島　　章
事務所岐阜県関市片倉町１―77　本郷・福手法律事務所
相続財産管理人　弁護士　本郷　謙史
岐阜家庭裁判所

平成２７年（家）第２６５号

岐阜市吉野町６丁目31番地
申立人　岐阜市信用保証協会
本籍岐阜市安宅町２丁目３番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所大阪府守口市、死亡年月日平成25年７月26日、出生の場所岐阜県岐阜市、出生年月日昭和10年４月８日、職業不詳
被相続人　亡　宮部　幸子
事務所岐阜市江川町33番地　メゾンドモンターニュ２階　くぼた法律事務所
相続財産管理人　弁護士　久保田　宏
岐阜家庭裁判所

平成２７年（家）第２１２号

静岡県静岡市葵区相生町１番１号
申立人　静岡信用金庫
本籍静岡県静岡市清水区鳥坂1032番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所静岡県静岡市清水区、死亡年月日平成26年９月18日、出生の場所静岡県清水市、出生年月日昭和31年３月25日、職業不詳
被相続人　亡　望月　和弘
事務所静岡県静岡市葵区馬場町９番地　田辺ビル３階　石割法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石割　　誠
静岡家庭裁判所